

No.	分類	質問	回答				
1-1		自社の事業が「製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業、その他の業種」「卸売業」「サービス業、小売業」の中で、どの業種に分類されるのか。	①まず、下記URLから、総務省が所管する日本標準産業分類(最新版は第14回)をご覧ください。ただし、分類項目名、説明及び内容例示から、貴社がどの分類にあてはまるのかご確認ください。 < https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05koumokusetsumei.html > ②次に、下記URLの対応表から貴社がどの業種に該当するのかご確認ください。 < https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_14.pdf >				
1-2	対象事業者	会社の定義は。	本補助金において「会社」とは、以下に該当する者としてします。 <table border="1" data-bbox="1198 699 2009 1262"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1198 699 1379 911">会社法上の会社等</td> <td data-bbox="1379 699 2009 911"> ・株式会社 ・合名会社 ・合資会社 ・合同会社 ・(特例)有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 911 1379 1262">士業法人</td> <td data-bbox="1379 911 2009 1262"> ・弁護士法に基づく弁護士法人 ・公認会計士法に基づく監査法人 ・税理士法に基づく税理士法人 ・行政書士法に基づく行政書士法人 ・司法書士法に基づく司法書士法人 ・弁理士法に基づく特許業務法人 ・社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人 ・土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人 </td> </tr> </tbody> </table>	会社法上の会社等	・株式会社 ・合名会社 ・合資会社 ・合同会社 ・(特例)有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)	士業法人	・弁護士法に基づく弁護士法人 ・公認会計士法に基づく監査法人 ・税理士法に基づく税理士法人 ・行政書士法に基づく行政書士法人 ・司法書士法に基づく司法書士法人 ・弁理士法に基づく特許業務法人 ・社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人 ・土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人
会社法上の会社等	・株式会社 ・合名会社 ・合資会社 ・合同会社 ・(特例)有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)						
士業法人	・弁護士法に基づく弁護士法人 ・公認会計士法に基づく監査法人 ・税理士法に基づく税理士法人 ・行政書士法に基づく行政書士法人 ・司法書士法に基づく司法書士法人 ・弁理士法に基づく特許業務法人 ・社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人 ・土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人						

No.	分類	質問	回答
1-3	対象事業者	発行株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している企業など、いわゆる「みなし大企業」は、補助の対象となるか。	<p>「みなし大企業」は補助対象となります。（2025年度より対象に変更しました。） （参考：「みなし大企業」の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中堅企業者を除く）が所有している企業 ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業（中堅企業者を除く）が所有している企業 ・大企業（中堅企業者を除く）の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている企業 <p>※「中堅企業者」とは、常用従業員数2,000人以下の会社及び個人事業主で、中小企業者を除いた者を言います。</p>
1-4		個人事業主の場合、神戸市内に事業所があれば、住所は市外でもよいのか。	事業所が市内にあり、当該事業所が個人市民税の対象となっていれば、お住まいは市外でも対象となります。
1-5		複数の事業所がある個人事業主の場合、市内に1つでも事業所があればいいのか。	市内に1つでも、個人市民税の対象となっている事務所・事業所があれば、対象となります。
1-6		個人事業主で自宅で業務を行っており、事務所がない場合はどうなるのか。	事業を行っている自宅が神戸市内であれば、対象となります。
1-7		「会社以外の法人は対象にならない」とあるが、具体的にはどのような法人が対象外になるのか。	Q1に記載していない法人（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人など）は対象となりません。
1-8		市税以外の公租公課（国税、県税、保険料等）の滞納は「市税の滞納」にあたりますか。	市税以外の公租公課は、「市税の滞納」には該当しません。
1-9		法人番号がわかりません。どうしたらいいですか。	法人番号を定めた際に国税庁から送付される「法人番号指定通知書」、あるいは、同庁の「法人番号公表サイト< https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/ >」にてご確認ください。

No.	分類	質問	回答
2-1	対象従業員	法人の代表者（又は事業主）の親族も、対象従業員として認められるのか。	対象従業員が、補助対象事業者（法人にあってはその代表者）の2親等以内の親族の場合には認められません。
2-2		神戸市外の事業所で働いているが、対象従業員になるのか。	本店所在地が神戸市内である必要がありますが、勤務地の要件はありません。
2-3		外国人は、対象従業員になるのか。	国籍を問わず、正社員として雇用されていれば対象となります。（技能実習制度により雇用されている外国人の方、正社員ではない外国人の方は対象外となります。）
2-4		1年間の有期雇用契約を複数回更新し、年度内に雇用期間のない正社員に切り替える予定の従業員は対象従業員になるのか。	有期雇用契約の従業員は対象になりません。正社員になった後に、交付申請を行ってください。なお、当該従業員以外で、要件を満たす他の従業員がいる場合は、その他の従業員の申請を先に行い、当該従業員が正社員となった後に対象従業員として追加する旨の「変更・中止(廃止)申請」を行ってください。
2-5		一人暮らしでなく家族と同居だが、対象従業員になるのか。	居住する借家の賃貸借契約者が対象従業員であれば、家族と同居していても対象となります。
2-6		交付決定後に採用した従業員は補助対象外か。	交付決定後に新たに雇用した従業員も、要件を満たしていれば対象となります。新たな従業員を追加する旨の「変更・中止(廃止)申請」を行ってください。
2-7		雇用保険に加入していないが、対象従業員になるのか。	本補助金は、雇用保険適用事業所であることが対象事業者の要件となっているため、一般的に正社員であれば、雇用保険に加入していることを想定しています。例外がある場合は、個別でご相談ください。
2-8		補助対象従業員数に上限はあるのか。	要件を満たしていれば、事業者ごとに補助対象従業員数の上限はありません。
2-9		交付決定後に補助対象従業員が退職した場合はどうなるのか。	申請日の属する年の12月末日において、申請日と同じ市内企業に在籍していることが交付の条件になります。そのため、申請日の属する年の12月末日以前に退職された従業員については、退職前に住宅手当を支給したかどうかに関わらず、対象になりません。

No.	分類	質問	回答
2-10	対象従業員	経営主体が同じ別法人に異動した従業員は、対象従業員から外れるのか。	経営主体に関わらず、対象従業員が勤める法人が変更となった場合は、対象から外れます。
2-11		2023年8月15日に採用された従業員は、対象従業員になるのか。	当該従業員は、2023年8月1日に採用されたものとみなしますので、2026年7月31日に在職3年となるため、2026年7月までは対象従業員となります。そのため、住宅手当についても2026年7月までに支給したものが対象となります。
2-12		外国人従業員を正社員と同等の待遇で雇用しているが、在留期間の関係で有期雇用としている。当該外国人従業員は、本補助金の対象従業員とならないのか。	原則、無期雇用の従業員が対象となりますが、在留期間の関係で有期雇用としている外国人従業員については、その他待遇が正社員と同等であれば、本補助金の対象とします。 (※ 技能実習生は対象外となります【2-3を参照】)
2-13		在留資格が「技能実習」、「特定技能」の外国人従業員は、本補助金の対象となるのか。	在留資格「技能実習」は、本補助金の対象となりません。在留資格「特定技能」については、本補助金の対象となります。
3-1	対象住宅	対象とならない住宅を具体的に教えてほしい。	以下の賃貸住宅は、対象になりません。 ① 対象事業者（法人にあっては代表者を含む）が所有する住宅（社宅・寮ほか） ② 対象従業員の2親等以内の親族が所有する住宅 ③ 公営住宅（神戸市営住宅・兵庫県営住宅） ※ 公社賃貸住宅、UR賃貸、シティハイツ（特別市営住宅）は対象となります。
3-2		民間賃貸住宅の賃貸借契約の名義人が従業員本人ではないが、同従業員が（全額または一部の）賃料を負担している場合は対象になるのか。	契約名義が従業員本人と異なる場合、対象になりません。（なお、補助対象事業者が民間賃貸住宅を借り上げ、従業員に提供している場合はこの限りではありません。）
3-3		社員寮・社宅については、全て補助の対象となるのか。	補助対象事業者が従業員のために民間賃貸住宅を借り上げ、かつ従業員が賃料の一部又は全部を負担している場合、補助の対象となります。
3-4		社員寮・社宅を借り上げているが、全額会社で負担しており、従業員負担はない。対象になるのか。	従業員本人に負担がない場合、補助対象にはなりません。

No.	分類	質問	回答
3-5	対象住宅	賃貸契約書がないがどうすればいいか。	従業員の民間賃貸住宅の借上げの確認は賃貸借契約書により行います。そのため、賃貸借契約書(写)の提出は必須としております。なお、「重要事項説明書」「家賃保証の申込書」「家賃保証保険会社との契約書」等で代えることはできません。
3-6		賃貸借契約書に記載された契約期間が過ぎており、自動更新条項もない場合はどうすれば良いか。	賃貸借契約書に加え、以下のような賃貸借契約が現在も継続されていることを証明する資料を提出してください。 ① 更新覚書 ② 更新通知 ③ 請求書、領収書などの賃料債権の存在が確認できる書類 上記の書類が無い場合は、賃貸人から証明書を取得してください。
3-7		加算となる地域をどのように調べたらいいか。	加算対象地域については、応募要領の7ページに詳しく記載しておりますので、ご参照ください。
4-1	住宅手当等	「補助対象期間中(1月～12月)に、対象従業員に実際に支払った住宅手当」というのは、1月から12月に実際に支給した手当か、それとも1月から12月の労働に対する手当か。	原則、1月～12月に実際に支給した手当が交付額の算定の基礎になります。
4-2		宿舎として民間賃貸住宅を借り上げている場合に、4月入社を対象従業員は、毎月後払いで5月分給与から自己負担金を徴収している。この場合、どうなるのか。	借り上げ住宅の場合、原則、従業員負担が発生している月が、交付額算定の対象月になりますので、5～12月のうち自己負担金を実際に徴収した月が対象になります。
4-3		宿舎として民間賃貸住宅を借り上げている場合に、4月入社を対象従業員は、毎月前払いで入社前の3月から自己負担金を徴収している。この場合、どうなるのか。	借り上げ住宅の場合、原則、従業員負担が発生している月が、交付額算定の対象月になりますので、1～12月のうち、自己負担金を実際に徴収した月が対象になります。質問のケースの場合は、3月から対象となります。

No.	分類	質問	回答
4-4	住宅手当等	2026年12月分の住宅手当を2027年1月に支払う予定だが、2026年度補助金の対象になるのか。	原則、2026年1月～12月に実際に支給した手当が交付額の算定の基礎になるため、2027年1月に支払う手当は対象となりません。
4-5		賞与で、複数月分をまとめて支給している場合はどうなるのか。	複数月分を賞与等でまとめて支給するものについては、1月～12月分の中に支給した場合は対象になります。
4-6		2027年1月以降採用者の手当分については、補助はないのか。	2027年（1～12月）採用者にも本補助金をご利用いただけます。ただし、申請は、2027年度に行っていただきます。（申請時期：2027年5月中旬～12月中旬予定）
4-7		借り上げ宿舎の場合、敷金や仲介手数料、契約更新料等は補助の算定基礎の対象にならないのか。	補助金の算定の基礎となる経費は、賃借料のみで、その他の経費は対象外です。
4-8		1つの借り上げ宿舎に複数の補助対象従業員を住ませた場合、補助金はどのように算定するのか。	例えば、全体家賃を人数で割って一人あたりの家賃を算出するなど、合理的な考え方で一人あたりの家賃額を算出し、補助金を算定してください。 (例)1～12月のすべての期間、家賃 150,000 円/月の借り上げ宿舎に従業員3人を1人あたり30,000円/月の負担で同居させた場合 ⇒1人あたり交付額： $((150,000\text{円}/3\text{人}) - 30,000\text{円}) \times 1/2 \times 12\text{か月} = 120,000\text{円}$
4-9		就業規則や賃金規定で住宅手当を定めていないが、住宅手当分として支払っている。対象にならないのか。	原則対象となりません。本補助金では、事業者が従業員へ住宅手当を支給している事実を就業規則、賃金規定によって確認しますので、住宅手当を手当として従業員に支給する旨新たに規定してください。ただし、従業員の数が10名未満で、就業規則がない場合は、住宅手当支給の情報がわかる個別の雇用契約書や社内通知文などを添付してください。

No.	分類	質問	回答
5-1	交付額	交付額の計算方法を教えてください。	<p>(A)加算対象地域外に住む対象従業員 (例1)対象従業員に対し、1月～12月の間、毎月15,000円の住宅手当を支給した場合 $15,000円 \times 1/2 \times 12月 = 90,000円$ (例2)対象従業員の宿舎として、1月～12月の間、毎月50,000円で住宅を借上げ、対象従業員から毎月30,000円の負担金を徴収している場合 $(50,000円 - 30,000円) \times 1/2 \times 12月 = 120,000円$</p> <p>(B)加算対象地域に住む従業員の場合 (例3)対象従業員に対し、1月～12月の間、毎月16,500円の住宅手当を支給した場合 $16,500円 \times 2/3 \times 12月 = 132,000円$ (例4)対象従業員の宿舎として、1月～12月の間、毎月50,000円で住宅を借上げ、対象従業員から毎月32,000円の負担金を徴収している場合 $(50,000円 - 32,000円) \times 2/3 \times 12月 = 144,000円$</p>
5-2		月途中で採用され、2025年8月15日に採用された職員の場合の計算方法を教えてください。	<p>月途中で採用された方は、採用月の1日に採用されたとみなしますので、2025年8月15日に採用された場合、8月から12月が算定の対象となります。 以下、加算対象地域外に住む対象従業員の例。 (例1)対象従業員に対し、毎月14,500円の住宅手当を支給した場合、8月～12月に支給した手当を算定基礎とし計算する。 $14,500円 \times 1/2 \times 5月 = 36,250円 \Rightarrow 36,000円$ (千円未満切り捨て) (例2)対象従業員の宿舎として、毎月50,000円で住宅を借上げ、対象従業員から毎月30,000円の負担金を徴収している場合、徴収月である8月～12月が算定基礎となり計算されます。 $(50,000円 - 30,000円) \times 1/2 \times 5月 = 50,000円$</p>

No.	分類	質問	回答
5-3	☑付額	住宅手当を日割りで支給した場合、対象となるか。	日割りで支給した月は実際に支給された額が対象となります。（2025年度より対象に変更しました。）
6-1	交付申請	郵送や持参で申請できないのか。 窓口で申請書の提出や記入方法を相談したい。	原則、オンライン申請としております。オンラインでの申請により難しい場合、記入方法などがわからない場合は、コールセンターを設けておりますのでご相談ください。（2026年5月7日からお問い合わせ受付開始） 【問い合わせ先】 神戸市内企業住宅手当等支援補助金運営事務局 （受託事業者：パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社） TEL：050-5527-8658 メールアドレス：kobe_keizaikankou_hojyokin@os.persol-bd.co.jp ※電話対応は、土日祝を除く10:00～17:00（12:00～13:00を除く）
6-2		申請の受付締切はいつですか。	2026年12月21日までです。
6-3		代理人名義での申請は可能なのか。	代理人での申請は受け付けません。申請を行う事業者の代表者名で申請を行ってください。（事務担当者が申請することは可能です。）
6-4		申請の受付完了の連絡はもらえますか。	交付申請書を受領後、オンライン申請システムより通知行います。
6-5		交付の通知は来ますか。	審査の完了後、オンライン申請システムより通知を行います。
6-6		申請が通らなかった場合は知らせがありますか。	申請内容に不備等があった場合、追加の資料提出を依頼させていただきます。その上で、申請を受け付けられない場合、申請の取り下げを依頼、または不交付の決定を通知します。
6-7		添付する住民票の写しはいつ時点のものか。	申請時から3か月以内のものを提出してください。

No.	分類	質問	回答
7-1	変更申請	交付決定を受けたが、新規で正社員を雇用したため、当該社員を追加したいが、どうすればよいか。	変更承認申請を行ってください。その際、当該従業員に関する、 <u>雇用契約書（又は雇入れ通知書）の写し</u> 、 <u>官公署が発行した当該従業員の生年月日及び住所が確認できる書類の写し（住民票、運転免許証等）</u> 、 <u>賃貸契約書の写し</u> が必要となります。
7-2		交付決定を受けたが、申請した社員が退職してしまった。変更手続きが必要か。	申請した従業員が途中で退職された場合は、変更承認申請は必要ありません。実績報告時にその旨ご報告ください。
8-1	実績報告	実績報告の受付完了の連絡はもらえますか。	実績報告書を受領後、オンライン申請システムより通知を行います。
8-2		いつ交付されますか。	実績報告時から概ね1ヶ月～2ヶ月を目途に、申請時に登録いただいた銀行口座へ振り込みます。
8-3		実績報告時、賃金台帳を添付資料として提出できない場合、代わりに提出できるものはあるか。	賃金台帳の代わりに、給与明細書の写し（対象となる月の分全て）をご提出いただけます。その他の資料で提出を希望される場合は、個別にご相談ください。
8-4		対象従業員は、2027年3月末日で退職予定であるが補助対象になるのか。	申請日の属する年の12月末日において、申請日と同じ市内企業に在籍していることが交付の条件になります。そのため、申請日の属する年の2026年12月末日時点で在籍していれば対象となります。

こうべ「住む×働く」若者応援補助金～ Q & A

No.	分類	質問	回答
9-1	従業員への支給	賃金にあたるのか。	本補助金は、事業者と従業員の共同実施事業としており、従業員が補助金として支給を受けます。そのため、賃金とはなりません。
9-2		借り上げ住宅で従業員から負担金を徴収している場合、支給ではなく徴収額を減らす方法でもよいのか。	本補助金では、借り上げ住宅を従業員に提供する場合、社内規定等で確認が出来る従業員の負担額を算定の基礎とします。そのため、従業員からの徴収額を減額すると、本来の従業員の負担額の確認が取れなくなるため、認められません。
10-1	その他	連絡が取れない場合の注意事項について。	申請書の内容について、事務局の審査担当者から確認のご連絡をさせていただく場合がありますので、その際はお手数ですがご協力をお願いいたします。 連絡が取れない場合や、期日までに事務局が指定した書類の提出がない場合には、不交付とさせていただく場合がございます。円滑な交付のためにもご協力をお願いいたします。
10-2		他の補助金を活用している場合も、申請が可能なのか。	国又は地方公共団体が実施する本補助金に類する補助金を既に受給している・受給する予定がある場合は補助の対象とならない場合があるため、予めご相談ください。
10-3		補助金は先着順か。	予算の範囲内で先着順に受付します。受付状況が予算の上限に近づいてきた場合は、HPでその旨を公表します。